

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	24 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	13 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	21 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	11 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から48年3月までの期間及び同年10月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年1月から48年3月まで
② 昭和48年10月から50年3月まで

昭和50年10月に結婚し、同年12月ごろ妻が国民年金の氏名変更及び住所変更手続をするため、当時のA市役所B支所に行ったときに「旦那さんの年金が未納になっていますがどうしますか、帰って相談してください。今加入すると、今までの分がすべて納付できます。」と言われ、私は、妻に8万円から9万円くらいを持たせ、その時点で納付できる国民年金保険料をすべて納付してもらったのに、申立期間が未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年12月ごろに申立人の妻が過去にさかのぼって国民年金保険料を納付できることを聞いたのをきっかけに国民年金に加入したと申述しているところ、申立人の妻が所持する国民年金手帳には、同年12月12日に氏名変更及び住所変更手続を行った記載があることが確認でき、同時点で申立期間①については第2回特例納付により特例納付することが可能であり、申立期間②については過年度納付が可能である。

また、申立人が納付したと主張している金額は、実際に申立期間①及び②の保険料を納付するのに必要な額とおおむね一致している上、申立人の義母は、「娘と一緒にB支所に行き、娘の夫が国民年金に未加入であり、今であれば過去にさかのぼって納付できる期間であることを窓口の職員から聞き、娘の夫を説得した後、娘と保険料を窓口に納付しに行った。」と証言している。

さらに、申立人は申立期間②後に未納は無く、申立人の妻も国民年金加入期間の保険料をすべて納付している上、申立人の義母は、国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月から 60 歳になる前月の平成 4 年*月までの保険料を完納し、昭和 46 年 1 月以降は付加保険料も納付するなど、納付意識の高さが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月から43年3月まで

私の夫は、私と共にA（職種）を行っており、昭和36年7月から43年3月までの時期は、市役所職員が定期的に自宅に訪れた際、夫婦二人分の国民年金保険料を支払っていたし、最後に訪れていた集金人から年金受給は大丈夫と言われていたのに、夫の年金記録が未納とされていることは納得できない。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除くすべての期間について国民年金保険料を納付済みであり、昭和43年4月から54年10月まで（43年10月から44年3月までは過年度納付）の保険料は、妻の保険料と一緒に納付されており、納付意識が高いと認められる。

また、申立人の次男は、「父が国民年金の制度発足前の説明会に参加し、町の人全員が国民年金に加入するものだと言っていた。」と述べており、わざわざ国民年金に加入しながら、当初の3か月だけ納付し、その後長期間未納にしたと考えるのは不自然である。

さらに、申立人は、国民年金制度の説明会に参加しており、受給資格期間について承知していたと考えられ、昭和43年4月の時点では、60歳になるまで保険料をすべて納付したとしても国民年金の受給資格を満たさないうちにもかかわらず、その後10年以上にわたって保険料を納付し続けたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 10 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 10 月から 61 年 3 月まで
② 昭和 62 年 10 月から 63 年 3 月まで

私は、昭和 60 年 9 月に退職し、自分で会社を設立した際、厚生年金保険から国民年金への切替手続を取らなかったために、62 年 4 月から同年 5 月ごろに市役所から滞納通知書が届いたので、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していることで、申立期間が未納となっていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の資格取得日から、昭和 63 年 7 月ごろに払い出されていることが推認でき、同時点で、申立期間②の国民年金保険料は過年度納付が可能である上、申立期間②直前の 61 年 4 月から 62 年 9 月までの期間については過年度納付していることから、6 か月と短期間である申立期間②の保険料についても同様に過年度納付したものと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、昭和 63 年 7 月の時点では、時効により保険料を納付できない期間であり、申立期間①の保険料を納付する前提となる別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 10 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年7月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年7月から42年3月まで

私は、国民年金を納付していない期間があり、特例納付の通知が届いたので昭和46、47年ごろ、区役所へ2度行って国民年金保険料を納付した。申立期間について特例納付したにもかかわらず、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付したとする昭和46、47年ごろは、第1回特例納付の実施期間であり、年度別納付状況リストによると申立人は、特例納付記録を有する者として記録されていることが認められるところ、申立人に係る被保険者台帳及びオンライン記録には、特例納付の記録が無いことから行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

また、申立人は国民年金制度発足時から国民年金に加入し、保険料の納付を開始しているとともに、申立期間以降のほとんどの期間の保険料は納付済みであることから年金制度に対する意識等は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から8年3月まで

私は国民年金加入時に未納期間があり、母が未納保険料については2年間さかのぼって納められると市役所から聞き、申立期間の国民年金保険料として20万円から30万円の金額を一括して支払ってくれた。確かに支払ったにもかかわらず、申立期間について、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

市の保管する国民年金被保険者名簿には、申立人の年金手帳の交付日が平成8年4月9日と記録されており、その時点において申立期間は国民年金保険料の現年度納付及び過年度納付が可能な時期であり、申立期間の保険料を納付したとする申立人の母の申述内容が具体的であることも考え併せると保険料は納付されていたと考えても特段不合理ではない。

また、申立人の母が申述する申立期間に係る保険料の納付額は、申立期間当時の法定保険料額の合計額とおおむね合致しているなど申立内容は具体的であり、不自然さは見られない。

さらに、申立期間は24か月と比較的短期間であり、申立人の保険料を納付したとする申立人の母は、国民年金制度の発足時に国民年金に加入し、加入していた期間の保険料はすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年6月から39年3月まで

私は、家業を手伝うため会社を退社した後、昭和36年6月ごろ兄がA県B市役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は町内会で集金しており、兄が私の分と一緒に保険料を納付していたので、私だけが34か月も未納であるはずがない。納付したのに、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号はB市において昭和40年7月6日に払い出されていることから、39年4月から40年3月までの期間の国民年金保険料は過年度納付したものと確認できる上、申立期間のうち38年4月以降の期間は、時効限度内であるため過年度納付が可能であり、保険料を納付したとする申立人の兄の申述を考えれば申立期間のうち同年4月から39年3月までの保険料についても、過年度納付したものと考えるのが自然である。

また、申立人の兄は、「申立人が会社を退社した後も家族と同居して家業を手伝っていたので、申立人の国民年金に3年間の空白は考えられない。」と証言しているほか、申立人の兄は、国民年金制度発足時より国民年金に加入し、申立期間を含み保険料をすべて納付済みであることから、申立人の兄の国民年金への意識及び保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

一方、申立人の手帳記号番号の払出時期から申立期間のうち昭和38年3月以前は時効により納付できない期間である上、国民年金手帳記号番号

払出簿を縦覧調査した結果、別の手帳記号番号が払い出されていたことを
うかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち
昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については納付してい
たものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年 11 月から 4 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 11 月から 4 年 3 月まで

私が大学在学中 20 歳の誕生日を契機に、両親が当時の A 市役所に相談に行き、国民年金の加入を勧められ加入手続をした。国民年金保険料は、両親が毎年 3 月末に市役所の国民年金課から送付される保険料納付通知書に基づいて、毎年 4 月初旬に当時の B 銀行 C 出張所から一括納付した。平成元年 11 月から 4 年 3 月までの保険料は納付したはずであり、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が、申立人の国民年金の加入手続と国民年金保険料を納付していたと主張するところ、申立人の母は、口頭意見陳述において、「息子が昭和 63 年 2 月ごろに自動車の運転免許を取得したので、同年 4 月ごろ、自動車を買って与えたところ、何度も小さな事故を起こした。私が A 市役所へ相談に行き、もしもの場合には、障害年金が支給されるので加入した方がよいと勧められて国民年金の加入手続をした。」と説明しており、申立人の国民年金の加入動機は具体的で、不自然さは認められない。

また、申立人と同じくその母が保険料を納付していたとする申立人の弟は、20 歳になった平成 4 年 * 月から強制で国民年金に加入し、保険料を納付している。

さらに、制度改正により、20 歳から強制加入になった平成 3 年 4 月以降において、申立人が 20 歳に到達した後もその資格記録は未加入期間となっており、行政の資格記録の管理に不自然さが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 7 月及び同年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月及び同年 8 月

昭和 35 年 10 月ごろ父が A 市役所で私と妹の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれた。妹は納付済みとなっているのに、私の年金記録が未納とされていることは、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父が申立人とその妹の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付をしてくれたと主張しているところ、申立人とその妹の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されており、申立期間における妹の保険料は納付済みである上、申立期間は 2 か月と短期間であることを考え併せると納付していたものと考えるのが自然である。

また、申立人は結婚した昭和 36 年 4 月に A 市から B 市へ転居しているが、A 市在住当時の特殊台帳には、申立人が B 市へ転居した記載が無いことから、申立人の父が A 市において申立人の保険料を納付していた可能性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 6 月

私は、国民年金の切替手続を適切に行い、未納期間が無いように国民年金保険料を納付してきたので、昭和 56 年 6 月分の保険料が未納とされているのが納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する昭和 49 年 11 月 21 日発行の国民年金手帳の資格取得欄において、訂正の時期は不明であるものの、申立人の資格取得日が 56 年 7 月 1 日から同年 6 月 1 日に訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間後の昭和 56 年 7 月から厚生年金保険に加入する前月の 59 年 5 月まで国民年金保険料を任意で継続納付しており、納付意識の高さが認められる上、申立期間は 1 か月と短期間であることから、納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から同年 9 月まで

私は、昭和 51 年 3 月に A 区役所で国民年金の任意加入手続を行い、53 年 10 月に資格喪失するまで国民年金保険料を納付している。同年 4 月から 9 月までは月額 2,730 円の保険料を納付していたはずであり、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 3 月 29 日に国民年金に任意加入後、申立期間直前の 53 年 3 月まで国民年金保険料を納付している。

また、申立人から提出のあった家計簿に挟まれていたとする便せんに書かれたメモには、納付となっている昭和 51 年 3 月から申立期間までの保険料が記載されている上、その記載額は当時の保険料月額と一致している。

さらに、特殊台帳の昭和 53 年度の行の 10 月の欄に「資格喪失」のゴム印があり、その右側に「資格期間完納済」と判読できる記載がある上、申立期間は 6 か月と短期間であることから、納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から47年3月まで

私は、国民年金制度発足と同時に、夫と一緒にA町（現在は、B市）役場で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も私が夫の分と一緒に納付した。夫の年金記録が納付済みとなっているのに、私の年金記録が未納とされていることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から60歳になる前月の平成8年*月まで、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、一緒に納付したとする夫は、申立期間を含む国民年金加入期間についてすべて納付している。

また、申立人が所持する国民年金手帳及び領収書により、申立人及びその夫は同日に保険料を納付していることが確認でき、申立人だけが申立期間の保険料を納付していないとは考え難い上、申立期間は12か月と短期間であることから、納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所（現在は、B事業所）における資格取得日は、昭和48年4月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、3万9,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月1日から同年6月1日まで

オンライン記録では、A事業所に勤務していたときの厚生年金保険の資格取得日が昭和48年6月1日と記録されているが、私は、同事業所に同年4月1日から勤務しており、厚生年金保険被保険者証も資格取得日が同年4月1日に訂正されているので、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人のA事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和48年6月1日と記録されており、これは、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における申立人の資格取得日と同日であることが確認できる。

しかしながら、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証、事業主が保管する健康保険厚生年金保険被保険者確認通知書及び社会保険事務所（当時）が保管する厚生年金保険被保険者記号番号払出簿においては、いずれも申立人の資格取得日が昭和48年6月1日から同年4月1日に訂正されていることが確認できることから、申立人の資格取得日について、当時、有効な記録訂正処理が行われたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和48年4月1日にA事業所における厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年6月の社会保険事務所の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 11 月 1 日から 47 年 3 月 19 日まで
社会保険庁（当時）の記録では、昭和 47 年 7 月 21 日に脱退手当金をもらったことになっているが、私は、A社を退職した後、会社から呼び出されたことも無く、会社へ脱退手当金を取りに行ったこともないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間前後の計4回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、これらを失念するとは考え難い上、未請求となっている申立期間後の被保険者期間は申立期間と同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

また、申立人は、A社における被保険者資格を喪失した2日後にB社における被保険者資格を取得しており、申立人がその当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支社における資格喪失日に係る記録を昭和41年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月31日から同年9月1日まで

私は、昭和41年3月24日にA社へ入社し、定年退職するまで継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていた。同年9月1日の同社C支社から同社本社への異動は、同じ会社の転勤であり、厚生年金保険の被保険者期間が1か月欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された「D（資料名）」並びにA社作成の「社員台帳/経歴書」及び「社員カード」から判断すると、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和41年9月1日に同社C支社から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和41年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は、事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失届の誤手続を理由に申立てどおりに喪失日の訂正を求める書類を社会保険事務所に提出していることから、事業主は昭和41年8月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和37年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年3月1日から同年4月1日まで

私は、昭和32年4月から38年6月まで、継続してB社及びそのグループ企業であるA社に勤務していたので、厚生年金保険の加入期間に空きは無いはずであり、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和32年4月1日にB社で厚生年金保険の被保険者資格を取得して以降、38年6月24日にB社C支店で資格喪失するまで、B社及びそのグループ企業の5事業所に勤務しており、その間、申立期間以外の3回の資格得喪については、前の事業所における資格喪失日と次の事業所における資格取得日が同日付で処理されている状況がオンライン記録から確認できること、及び同僚の供述から判断すると、申立人がB社及びそのグループ企業であるA社に32年4月1日から38年6月24日まで勤務し（37年4月1日にA社から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和36年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和49年10月16日、資格喪失日に係る記録を55年10月2日とし、申立期間に係る標準報酬月額を49年10月から51年7月までは2万円、51年8月から55年9月までは3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月16日から55年10月2日まで
私の母は、B県C市Dに在ったA社のE（施設）で昭和49年から55年までF（職種）として勤務し、厚生年金保険に加入していたのに、その期間が未加入となっていることに納得できないと言って社会保険事務所（当時）に死去する前から問い合わせていたが、死去後、遺品を整理していたところ、昭和52年12月分の厚生年金保険料が控除されていたことを示す出勤表が出てきたので、その間の記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の長女が申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における雇用保険加入記録、申立人から提出された当該事業所発行の「出勤表・昭和52年12月分」及び稼働情景写真並びに当該事業所の元社員の供述により、申立人の当該事業所における勤務実態が確認できる。

また、上記出勤表には、昭和52年12月分の「基本賃金」が7万円、「健康保険厚生年金」の控除額が1,500円、「失業保険」の控除額が429円と記載され、申立期間において事業主により申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたものと認められる。

さらに、申立期間当時、当該事業所で会計事務を担当していた元社員二人は、「出勤表の様式は、当時使用されていたものである。健康保険及び厚生年金保険の欄に保険料控除額が記載されているということは、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたものと思われる。」と供述している。

なお、申立人の雇用保険の記録によれば、申立人は、昭和 49 年 10 月 16 日に当該事業所において資格を取得し、55 年 10 月 1 日に離職していることから、申立人の当該事業所における厚生年金保険の資格取得日は 49 年 10 月 16 日、資格喪失日は 55 年 10 月 2 日とし、当該期間に係る標準報酬月額については、上記「健康保険厚生年金」の控除額 1,500 円から推定し、49 年 10 月から 51 年 7 月までは 2 万円、同年 8 月から 55 年 9 月までは 3 万円とすることが妥当である。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所が既に廃止されており、当時の事業主が他界しているため確認することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないということは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 49 年 10 月から 55 年 9 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成4年4月1日から6年10月1日までの期間については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を18万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から8年5月1日まで
平成4年4月から8年4月までの厚生年金保険の標準報酬月額は、18万円から19万円であったはずが、社会保険事務所へ年金相談に行った際、標準報酬月額が8万円及び9万2,000円に引き下げられていることを知った。当時は従業員として勤務し、引き下げられた標準報酬月額について会社からの説明は無かった。正しい標準報酬月額にしてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成4年4月から6年9月までについては、オンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、18万円と記録されていたところ、6年4月28日付けで、申立人の標準報酬月額は4年4月から6年9月までの期間について18万円から8万円に遡^{そく}及して訂正されていることが確認できる上、当該事業所に勤務していた元同僚7名の標準報酬月額も同日付けで4年4月から6年9月までの期間について遡^{そく}及して訂正されていることが確認でき、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、A社の閉鎖事項全部証明書により、役員ではなかったことが確認できる上、複数の元同僚は、「申立人は役員ではなかった。」と述べており、当該事業所の元経理担当取締役は、「申立期間当時、同協会の経営状況が悪く、社会保険料の未納があったことから、社会保険事務所の担当者から当該未納額を減らすための方法について指導があった。」と供述していることから、申立人は、当該遡^{そく}及訂正処理に

関与していないと認められる。

さらに、標準報酬月額が減額訂正されている元同僚から提出された給与明細書の厚生年金保険料控除額は、減額訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額と一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間のうち平成4年4月から6年9月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、18万円に訂正することが必要である。

なお、さかのぼって訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成6年10月1日）で8万円と記録されているところ、当該処理については、さかのぼって訂正処理されたこととの直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

2 申立期間のうち、平成6年10月1日から8年5月1日までの期間については、標準報酬月額の遡及訂正処理が行われた形跡は見当たらない。

また、上記1で減額訂正されている8名（申立人を含む。）のうち1名から自身の分として提出された事業主発行の社会保険料変更通知書及び給与賞与明細書には、標準報酬（最低等級）の改定（8万円から9万2,000円）に係る厚生年金保険料が平成6年12月分給与から変更となる旨の記載があり、基本給16万8,870円と確認できるものの、オンライン記録における標準報酬（最低等級）9万2,000円に対しての保険料が控除されていることが確認できることから申立人に対しても同様にオンライン記録どおりの標準報酬月額（8万円から9万2,000円）に対しての保険料控除が行われたと考えられる。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

さらに、当該事業所は、既に適用事業所でなくなっており、当時の事業主に連絡が取れないことから、申立人の当該期間における保険料控除の実態は不明である上、ほかに、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると申立期間のうち平成6年10月1日から8年5月1日までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成4年4月1日から6年10月1日までの期間については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を4年4月から同年9月までは22万円、同年10月から5年9月までは20万円、同年10月から6年9月までは22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から7年4月11日まで
私がA社に勤務をしていた期間のうち、平成4年4月から7年3月までの給与額は平均して22万円だったものを8万円に訂正されているので、22万円に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成4年4月から6年9月までについては、オンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、4年4月から同年9月までの期間については22万円、同年10月から5年9月までの期間については20万円、同年10月から6年9月までの期間については22万円と記録されていたところ、同年4月28日付けで、8万円に^{そきゅう}遡及して訂正されていることが確認できる上、当該事業所に勤務していた元同僚7名の標準報酬月額も同日付けで遡及して訂正されていることが確認でき、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、A社の閉鎖事項全部証明書により、役員ではなかったことが確認できる上、複数の元同僚は、「申立人は役員ではなかった。」と述べており、当該事業所の元経理担当取締役は、「申立期間当時、同協会の経営状況が悪く、社会保険料の未納があったことから、社会保険事務所の担当者から当該未納額を減らすための方法について指導があった。」と供述していることから、申立人は、当該遡及訂正処理に関与していないと認められる。

さらに、標準報酬月額が減額訂正されている元同僚から提出された給与明細書の厚生年金保険料控除額は、減額訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額と一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間のうち平成4年4月から6年9月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、4年4月から同年9月までは22万円、同年10月から5年9月までは20万円、同年10月から6年9月までは22万円に訂正することが必要である。

なお、さかのぼって訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成6年10月1日）で8万円と記録されているところ、当該処理については、さかのぼって訂正処理されたこととの直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

2 申立期間のうち、平成6年10月1日から7年4月11日までの期間については、標準報酬月額の遡及訂正処理が行われた形跡は見当たらない。

また、上記1で減額訂正されている8名（申立人を含む。）のうち1名から自身の分として提出された事業主発行の社会保険料変更通知書及び給与賞与明細書には、標準報酬（最低等級）の改定（8万円から9万2,000円）に係る厚生年金保険料が平成6年12月分給与から変更となる旨の記載があり、基本給16万8,870円と確認できるものの、オンライン記録における標準報酬（最低等級）9万2,000円に対しての保険料が控除されていることが確認できることから、申立人に対しても同様にオンライン記録どおりの標準報酬月額（8万円から9万2,000円）に対しての保険料控除が行われたと考えられる。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

さらに、当該事業所は、既に適用事業所でなくなっており、当時の事業主に連絡が取れないことから、申立人の当該期間における保険料控除の実態は不明である上、ほかに、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると申立期間のうち平成6年10月1日から7年4月11日までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和 36 年 3 月について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人の A 社（現在は、B 社）C 支店における資格喪失日は昭和 36 年 3 月 16 日と認められることから、厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 15 日から同年 4 月 1 日まで

私は、A 社 C 支店に昭和 35 年 4 月 1 日に入社、36 年 3 月 31 日に退職し翌月 1 日から転職先で勤務を開始した。厚生年金保険の資格喪失日が 36 年 3 月 15 日となっていることには納得できない。資格喪失日を退職日の翌日である同年 4 月 1 日に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において A 社 C 支店に継続して勤務していたと主張しているところ、同じ時期に勤務していた複数の元同僚は、昭和 36 年 3 月 18 日から同年 3 月 19 日の社員旅行に参加していることや、決算時期である 3 月中旬での退職について不自然さがあるとしているものの、申立人の退職日について記憶している者の供述を得ることはできなかった。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では申立人の資格喪失日は昭和 36 年 3 月 15 日と記載されていることが確認できる上、B 社では、「退職願受付簿及び従業員名簿ともに申立人の退職日は昭和 36 年 3 月 15 日であり、申立期間における給与から厚生年金保険料の控除については資料が無いことから不明。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人は、昭和 36 年 3 月について、厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、退職日の翌日とされていることから、上記従業員名簿より申立人の A 社 C 支店における資格喪失日は、昭和 36 年 3 月 16 日と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和24年4月20日から同年5月1日までの期間については、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支社における資格取得日に係る記録を同年4月20日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間のうち、昭和25年7月2日から26年6月15日までの期間について、厚生年金保険被保険者であったと認められることから、申立人のA社D出張所における資格取得日を25年7月2日、資格喪失日を26年6月15日とすることが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和25年7月から同年9月までは6,000円、同年10月は7,000円、同年11月から26年5月までは8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年5月26日から同年7月1日まで
② 昭和24年4月20日から同年5月1日まで
③ 昭和25年7月2日から26年6月21日まで

私は、昭和22年5月26日から54年9月15日までA社に継続して勤務し、この間厚生年金保険料を事業主から控除されていたのに、22年5月26日から同年7月1日までの期間、24年4月20日から同年5月1日までの期間及び同年7月2日から26年6月21日までの期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、事業主が保管している人事記録により、申立人が当該期間においてA社に継続して勤務し（厚生年金保険適用上は、昭和24年4月20日に同社E出張所から同社C支社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認

められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和 24 年 5 月の社会保険事務所（当時）の記録から、6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間③については、A社D出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の生年月日（大正7年*月*日）とは異なる27年*月*日生まれの同姓同名の記録（昭和25年7月2日資格取得、26年6月15日資格喪失）が確認でき、事業主が保管している人事記録から、申立人が当時同社C支社D事業所に勤務していたことが確認できること、及び厚生年金保険の被保険者番号が申立人の同社C支社E出張所及び同社C支社の被保険者名簿の番号と一致することから、この記録は申立人の基礎年金番号に未統合の厚生年金保険の記録であると推認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 25 年 7 月 2 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、26 年 6 月 15 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、被保険者名簿から確認できる標準報酬等級の記載から、昭和 25 年 7 月から同年 9 月までは 6,000 円、同年 10 月は 7,000 円、同年 11 月から 26 年 5 月までは 8,000 円とすることが妥当である。

- 3 申立期間①については、A社E出張所の健康保険整理番号*番の被保険者の資格取得日が昭和 22 年 7 月 1 日となっており、当該事業所の厚生年金保険の適用年月日は同年 7 月 1 日と推認できることから、当該期間においてA社E出張所が厚生年金保険の適用事業所とはなっていなかったと推認できる。

また、当該事業所は、当時の資料が無い場合、当該期間の保険料控除については不明としている上、ほかに、申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成8年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年1月31日から同年2月1日まで

私は、A社に平成7年7月21日から8年1月31日まで勤務し、次いで、同社が吸収合併されたB社において9年8月17日まで、途絶えることなく継続して勤務し厚生年金保険に加入していたはずであるが、8年1月31日から同年2月1日までの期間が未加入となっていることに納得できない。当該期間の保険料控除を示す同年1月分の給与明細書を提出するので、調査の上、当該期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人保有のB社発行の平成8年1月分の給与明細書（締日：20日、支払日：25日）には、厚生年金保険料「21,450」円が控除されている旨記載されている上、申立期間に係る申立人の雇用保険加入記録は、A社が7年7月10日資格取得、8年1月31日離職、B社が同年2月1日資格取得、9年8月16日離職となっており、両事業所における継続勤務が確認できる。

また、申立人と同一の当該両事業所における厚生年金保険資格の得喪記録を有する元同僚4名のうち2名は、申立人と同様、「申立期間における勤務形態に変化は無かった。」と供述している。

さらに、B社の事業主は、A社の事業主が平成8年1月31日付けでC健康保険組合に提出した旨記載されている健康保険被保険者資格喪失確認

通知書（控）に、申立人が同年1月30日に退職した旨記載されている事実を踏まえた上で、「平成8年1月31日にA社を吸収合併した。本来、2月1日に提出すべき同社における申立人以下5人に係る資格喪失届を誤って1月31日に社会保険事務所（当時）に提出した。」と供述している上、B社発行の8年1月分の給与明細書について「A社の賃金台帳等の資料が残っていないので分からないが、申立期間当時は既にB社に吸収合併されることが決まっていたため、B社名の給与明細が用意され、それを使用したと思われる。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の平成8年1月の給与明細書記載の支給総額から24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失届を誤って届け出たことを認めていることから、事業主が平成8年1月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後、納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格取得日に係る記録を昭和28年12月1日、資格喪失日に係る記録を29年3月25日とし、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年12月1日から29年3月25日まで
私は、長年、A社に勤務していたが、B営業所にC（職種）に行っていた昭和28年12月1日から29年3月25日まで、厚生年金保険の被保険者となっていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあったA社発行の在職証明書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和28年12月1日に同社本社から同社B営業所に異動、29年3月25日に同社B営業所から同社本社にそれぞれ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和28年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人は、3か月の長期出張を命ぜられたと主張しているところ、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の関係資料が無く不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないということは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和28年12月から29年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和45年10月1日、資格喪失日は47年5月30日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。なお、申立期間の標準報酬月額は、2万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月1日から47年5月30日まで
私は、昭和45年10月1日から47年5月30日までの間、A社に勤務し、厚生年金基金にも加入していたのに、この間の厚生年金保険の記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

B厚生年金基金が保管する申立人の厚生年金基金加入員資格取得届及び同資格喪失届により、申立人は申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、B厚生年金基金は、「申立期間当時、厚生年金加入員資格取得届及び同資格喪失届は、健康保険組合と当基金と社会保険事務所（当時）用の3枚複写式であり、事業所から健康保険組合へ提出され、健康保険組合から当基金へ、当基金から社会保険事務所へ回送される事務処理を行っていた。」と供述していることから、厚生年金保険加入記録が厚生年金基金の加入記録と異なっているのは不自然である。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和45年10月1日にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得し、47年5月30日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金基金の記録から2万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月21日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年8月21日から同年10月12日まで
② 昭和49年4月30日から同年6月1日まで
③ 昭和49年7月21日から同年8月1日まで

私は、昭和48年8月21日から49年5月末日までB社に勤務したが、申立期間①及び②の厚生年金保険の記録が無いので訂正してほしい。また、同年6月1日から52年2月までA社に勤務した。この間に会社の名称に変更はあったが、継続して勤務したのに申立期間③の厚生年金保険の記録が欠落しているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、申立人は、A社及びC社に継続して勤務したと主張しているところ、複数の元同僚は、「A社及びC社は、Dグループを構成するグループ会社であった。」と証言しており、両社の閉鎖登記簿謄本により、両社とも同じ事業主による衣料関連会社であり、A社の事業目的の一つとして、「Dグループ製品のE（職種）」が確認できる上、両社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、両社間において人事異動が行われていたことが確認でき、抽出調査した6名は異動に伴う厚生年金保険加入期間の欠落は無い。

また、A社からC社に申立人と一緒に異動した複数の元同僚は、申立

人と同様、異動に伴い厚生年金保険加入期間に欠落があるが、「勤務形態や仕事内容に変化は無かった。」と供述している上、A社の当時の経理担当部長は、「当時、グループ会社間の異動は、社会保険が継続するという取扱いをしていた。」と供述している。

さらに、当該元同僚の申立期間直後のC社における雇用保険の取得日は昭和49年8月1日となっており、厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間③にA社に継続して勤務し、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、昭和49年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、雇用保険の記録における申立人の離職日は昭和49年7月20日で、厚生年金保険の被保険者資格喪失日とその翌日の同年7月21日となっていることと符合し、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が同年7月21日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①及び②について、申立人は、B社に勤務していたと主張しているが、雇用保険の加入記録により、申立人は、B社において昭和48年10月12日に資格取得し、49年4月30日に離職していることが確認でき、厚生年金保険の記録と符合する。

また、当該事業所の被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、B社は、平成6年5月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主及び関係資料の所在は不明で複数の元同僚に聴取しても、申立期間①及び②当時の勤務実態について確認できない上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年11月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年11月から60年3月まで

私は、20歳になったときに母に勧められて国民年金に加入し、加入手続は、昭和54年*月に母がA市役所で行ったと聞いている。21歳のときに大学を中退して働き始めたので、そこからは自分で国民年金保険料を負担したが、納付については、平成4年3月に結婚するまで母に任せていた。申立期間が未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和60年9月4日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出された番号の一つであり、同時点で申立期間のうち58年6月以前は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、別の年金手帳記号番号が払い出されたことは確認できない。

また、申立人は、申立期間の保険料の納付について、申立人の母がB信用金庫（現在は、C信用金庫）D支店の集金担当者に、両親の分の保険料と一緒に毎月自宅で手渡ししていたと申述しているが、申立人の両親は、申立期間中の昭和58年度及び59年度の保険料を全期前納しており、申立人が主張する納付方法と相違している。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付を直接行っておらず、保険料を納付していたとする申立人の母も当時の記憶が不明確な上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年9月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月から同年12月まで

私の20歳の誕生月である平成元年*月に、母が国民年金の加入手続をし、国民年金保険料の自動振替ができるまで、A町役場内の指定金融機関で保険料を現金で納付したはずであり、元年9月から同年12月までの期間が未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日が平成2年1月1日と記載されており、オンライン記録の資格取得日と一致しており、申立期間は未加入期間であることから国民年金保険料を納付することはできない。

また、オンライン記録の氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間の保険料を納付する前提となる別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことは確認できない。

さらに、加入手続及び保険料納付を行っていたとする申立人の母からも具体的な証言は得られなかった上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月から51年3月まで

私の両親は二人とも几帳面な性格で、特例納付案内書を受け取り、その期間の国民年金保険料を納めなかったはずはない。また、現在所持している当該案内書の重要箇所が抹消されているのは、保険料を納付した証だと思われることから申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人が関与したと申述している両親は既に他界しており、加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、厚生年金保険加入期間中の昭和54年10月に送付された国民年金特例納付案内書の記載の一部が抹消されていることが保険料を特例納付したことの証であると主張しているが、当該抹消された記載内容は、特例納付を行わないと年金を受給することが困難な被保険者を対象とした文面となっており、申立人が当該案内書を受け取った時点では25年の受給資格期間は将来十分に確保できる上、厚生年金保険に加入していたことから申立期間の保険料をさかのぼって特例納付しなければならない特段の事情はうかがえない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年5月から60年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年5月から60年1月まで

私は、昭和54年5月ごろA市役所で国民年金に加入した。申立期間当時、勤めていた会社の上司から会社で厚生年金保険の加入手続きをすると言われ国民年金をやめたが、それまで国民年金に加入し、銀行口座から引き落としで国民年金保険料を納付していたはずであり、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によると、平成2年5月以降にA市に払い出されていることが確認できる上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムを縦覧調査した結果、別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、昭和54年5月ごろA市において国民年金の加入手続きを行ったと申述しているところ、申立人が所持する年金手帳によると、平成2年5月1日にA市において国民年金の資格を取得したことが確認できる上、加入手続きを行ったと申述するA市と手帳記号番号が払い出された時期の住所（A市B）は符合していることが確認できるが、申立期間当時はC市に居住していたとの申述からすると、申立期間当時にA市役所で国民年金に加入することはできず申立内容には矛盾が認められる。

さらに、申立人は申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、預金通帳等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から43年3月まで

私が昭和42年1月に結婚し、A市に居住するようになってから4、5年後、自宅に市の職員が特例のハガキを持って訪問してきた。その際に国民年金保険料の特例納付について説明を受けて15か月間未納があることを知った。夫に相談し、同市の支所で一括して6万円を納付した。納付の証に国民年金手帳の昭和42年度の頁に領収印が押されている。申立期間について未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人はA市に居住してから4、5年後に訪問してきた市職員に特例納付の説明を受け、一括して国民年金保険料を納付したと主張するところ、申立人から提出された「国民年金特例納付案内書」は昭和53年7月から実施された第3回目の特例納付期間の案内書であり、申立人が申立期間の保険料を特例納付したとする時期（昭和46、47年ごろ）とは矛盾している。

また、申立人が特例保険料を納付した証拠とする切り離された申立人の国民年金手帳の昭和42年度の国民年金印紙検認台紙の検認日付は、市区町村が管轄の社会保険事務所（当時）に送付するために切り離しを行った当日の日付を押印したものであり、保険料を納付したことを示すものとはなっていない。

さらに、申立人は特例保険料を納付した時期は昭和42年*月生まれの長女が小さかったころであったと記憶しており、申立人の夫からの聴取においても申立人が長女を背負って申立期間の保険料の納付に出かけたことを記憶していると申述していることから保険料を第3回目の特例納付に

よって納付したとは考え難い。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から44年2月まで

私がA区に居住していたときに勤めていた会社は、厚生年金保険には加入していないと思ったことから国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。B市に移ったときに市役所の窓口で名刺サイズのカードを渡したはずだが、申立期間について未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA区に居住していたときに国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと主張するところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、A区において申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人には、実家のあるC県D郡E町（現在は、F市）で手帳記号番号が払い出されていることが確認できるが、昭和36年4月1日に被保険者の資格を失っており、保険料の納付及び還付も無く、申立期間の保険料を納付した形跡は見当たらない。

また、申立人はB市で加入手続を行った際に名刺サイズのカードを渡したと強く記憶しているが、国民年金は発足当初から手帳を使用していることから国民年金に加入して受け取ったものとは考え難く、申立期間における国民年金の加入手続及び保険料の納付方法についての記憶も明確ではない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年4月から45年3月まで
父が昭和39年ごろにA県B市において、私の国民年金の加入手続きを行ってくれ、同年4月から45年3月までの期間の国民年金保険料は父が納付してくれたはずであり、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和39年ごろに、その父がB市において国民年金の加入手続きを行ってくれたと主張しているが、B市に申立人に係る国民年金被保険者名簿は存在せず、申立人が所持する年金手帳の記載において、申立人が国民年金に加入した事実は確認できない上、オンライン記録の氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果においても、申立人の氏名は無く、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情はうかがえない。

また、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年7月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年7月から59年3月まで

私は、昭和52年7月ごろに自宅に送られてきた国民年金の加入手続書類に記入して郵送で加入手続を行い、年金手帳も郵送で受け取った。

その後、納付書が郵送されてきて、近所で納付していたと記憶しているので、申立期間について未納とされていることについては納得がわからない。また、厚生年金保険加入期間と重複している昭和52年10月から12月までの期間については、国民年金保険料の納付を続けていたので、還付をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和59年3月にA市に払い出された番号の一つであり、申立人の所持する年金手帳の発行日（同年10月6日）により、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは同年10月ごろと推認でき、年金手帳の記載から52年7月1日にさかのぼって国民年金被保険者資格を強制で取得していることが確認できる。

また、オンライン記録の氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムの縦覧調査の結果、申立人の氏名は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人が加入手続を行った昭和59年10月時点で、申立期間のうち、57年6月以前の期間は時効のため国民年金保険料を納付することができない。

さらに、申立期間に含まれている二つの厚生年金加入期間は、平成18年9月に記録追加されており、申立期間当時は連続した未納期間である。

加えて、意見陳述においても、申立内容を推認できるような新たな事情はうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から同年 5 月までの期間及び 39 年 4 月から 43 年 4 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から同年 5 月まで
② 昭和 39 年 4 月から 43 年 4 月まで

私は、母が昭和 43 年 5 月以降に申立期間の私の分の国民年金保険料を一括で納付したということを知り、その期間が未納となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 57 年 6 月 28 日に A 市に払い出された番号の一つであり、申立人の前後の任意加入者の加入時期から、申立人は同年 11 月ごろに国民年金の加入手続を行ったと推認でき、申立人が所持する年金手帳の記載により、36 年 4 月 1 日にさかのぼって国民年金被保険者資格を強制で取得していることが確認できる。

また、オンライン記録の氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムの縦覧調査の結果、申立人の氏名は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人が加入手続を行った昭和 57 年 11 月時点で、第 3 回特例納付実施期間を過ぎているため国民年金保険料を特例納付することはできない上、同時点では申立期間①及び②は時効により過年度納付することもできない。

さらに、申立人の保険料を納付したとする申立人の母は既に他界しており、申立人は直接関与していないことから、納付実態は不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月から12年3月までの国民年金保険料については、納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 4 月から 12 年 3 月まで

私は、大学生だった平成10年4月から12年3月までの2年間、国民年金保険料の免除を受けていた。母から免除を受けた期間は給付が減ると聞いていた。15年の春に部屋を掃除した時に50万円を見つけたので、同年4月か5月ごろ、A区役所の国民年金の窓口で説明を受け、その50万円のうち約30万円を使い、その場で現金で追納した。この期間が免除期間のままとなっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成15年4月ごろにA区役所で納付書をもらい、その場で申立期間の国民年金保険料を現金で追納したと主張しているが、14年4月以降、収納事務はすべて社会保険事務所（当時）で行うことになった上、電算処理によって社会保険事務所が納付書を発行することとなったことから、申立内容には不自然さが認められる。

また、オンライン記録において申立人に係る追納申込及び追納の記録は確認できない上、ほかに申立期間の保険料を追納していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 1 月 9 日から 29 年 2 月 26 日まで

私は、申立期間においてA社に勤めていたが、その期間に加入していた厚生年金保険に対し、脱退手当金が支給されているとの説明を年金相談センターで受けた。私は脱退手当金など受け取った覚えが無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和29年9月3日に支給決定が行われているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳の裏面の「保険給付」欄には、脱退手当金に係る資格期間、平均標準報酬月額、支給金額、支給年月日及び支給の根拠となる該当条文などの具体的な記載がある上、その支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、約20年間にわたって厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月15日から25年4月15日まで
私は、A社に昭和24年4月15日に入社し、62年3月31日に退職するまで継続して勤務し厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された社員経歴書、申立人が所持する勤続表彰状及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間当時、A社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、昭和24年4月1日から25年4月30日までに厚生年金保険の被保険者資格を取得している者が51人確認でき、連絡が取れた10人のうち9人（申立人を含む。）は、当時、1か月から12か月の試用期間があったと供述している。

また、上記9人のうち5人（申立人を除く。）は、「試用期間中は、厚生年金保険の資格取得手続は行われていなかった。」と述べており、うち3人は、「その間、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と述べていることから、事業主は、当時、新入社員について、試用期間中は厚生年金保険の資格取得の手続を行っていなかったことがうかがえる。

さらに、当該事業所が保管する社会保険記録台帳には、申立人の資格取得年月日は昭和25年4月15日と記載されていることが確認でき、オンライン記録及び上記被保険者名簿の記録と一致している。

加えて、当該事業所は、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、当時の資料が無く不明と回答している上、ほかに申立期間に

おける保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 8 月 22 日から 32 年 1 月 20 日まで
私は、昭和 31 年 8 月 22 日に A 社から B 社 C 営業所に転籍となり、また同年 11 月 1 日に同社 D 連絡所に転勤となったが、同年 8 月 22 日から 32 年 1 月 20 日まで厚生年金保険が未加入となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間のうち、昭和 31 年 8 月 22 日から同年 11 月 1 日まで B 社 C 営業所に勤務していたと主張しているが、申立期間において、同営業所に勤務していた元同僚は、申立人は同社 D 連絡所に勤務しており、同社 C 営業所には勤務していなかったと供述している上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。
- 2 申立人は、申立期間のうち、昭和 31 年 11 月 1 日から 32 年 1 月 20 日まで B 社 D 連絡所に勤務していたと主張しているが、同社 D 連絡所は、33 年 5 月 1 日に新規適用となっており、申立期間は適用事業所ではない。
また、申立人が昭和 31 年 8 月ごろに B 社から同社 D 連絡所に転勤した者として氏名を挙げた元同僚は、オンライン記録等によれば、B 社において 31 年 8 月 11 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、32 年 1 月 20 日に同社 C 営業所で被保険者資格を再度取得していることが確認でき、同社 D 連絡所において厚生年金保険の被保険者となっていない。
- 3 申立事業所の事業を継承している E 社 F 事業所は、「会社組織が統廃合を繰り返しており、申立期間当時の関係資料は保存されておらず、当時

のことを把握している者もないため、申立人の勤務実態は不明である。」と回答している上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 1 月 31 日から 26 年 5 月 1 日まで
私は、昭和 24 年 5 月 1 日から 52 年 8 月 1 日まで A 社（45 年に B 社に名称変更）に継続して勤務しており、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 24 年 5 月 1 日から 52 年 8 月 1 日まで継続して A 社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと主張しているが、当該事業所は、24 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となり、25 年 1 月 31 日に適用事業所でなくなった後、申立期間をはさんで 26 年 5 月 1 日に再度適用事業所になり、同年 12 月 1 日に再度適用事業所でなくなっていることから、申立期間は適用事業所ではない。

また、両適用期間で当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に記載されている元同僚 13 名のうち、他事業所での厚生年金保険記録がある 1 名を除く 12 名は、申立期間において厚生年金保険の被保険者とはなっていないが、申立人とは申立期間も一緒に仕事をしていたと供述している。

さらに、当該事業所は既に適用事業所でなくなっており、賃金台帳等の関係資料の所在が不明であることから、申立人の申立期間における勤務実態を確認できない上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月1日から35年12月15日まで
私は、A事業所に昭和35年12月15日までB（職種）として勤めていた。辞職後すぐの同年12月16日からC事業所へ勤め始め、空白の期間はないはずなので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言により、期間は特定できないものの昭和34年4月以降も、申立人がA事業所に臨時職員として勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所を引継いだD事業所は、「臨時職員については、予算の都合により雇用形態が変わることが多い。申立人の勤務実態については、申立期間当時の資料が残っておらず不明。」と回答している。

また、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の申立期間において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い上、ほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 10 月 11 日から 53 年 1 月 20 日まで
私は、公共職業安定所の求人募集に応募して昭和 51 年 10 月 11 日に A 社に入社し、53 年 1 月 20 日まで勤務した。公共職業安定所の求人票には「社会保険完備有り」の記載があったと記憶しており、厚生年金保険の記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言により、期間は特定できないものの、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録により、A 社は、昭和 58 年 6 月 23 日に厚生年金保険の適用事業所となったことが確認でき、申立期間において適用事業所ではない。

また、元同僚は、「昭和 52 年 9 月に入社したころ、会社は厚生年金保険に加入していなかったため、自分は国民年金に加入し国民年金保険料を納付した。」と供述しているところ、オンライン記録によれば、当該同僚は、同社に入社した 52 年 9 月から同社が厚生年金保険の適用事業所となる 58 年 5 月まで国民年金保険料を納付しており、当時の事業主及び取締役であるその妻も、申立期間に国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 9 月 1 日から 57 年 9 月 1 日まで
私は、昭和 54 年 9 月 1 日から 57 年 9 月 1 日まで、A 区の B 事業所又は C 社に正社員として勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険の記録を確認願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、事業主の氏名を記憶していたことから、事業所名称は特定できないものの、当該事業主が経営する B 事業所又は C 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録により、B 事業所は、厚生年金保険の適用事業所として確認することができず、C 社は、平成 6 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっていることが確認でき、申立期間においては厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、申立人が氏名を記憶していた事業主は、既に他界しており、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることはできない。

さらに、オンライン記録により、申立人は、申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 1 日から 37 年 4 月 1 日まで
② 昭和 38 年 10 月 15 日から 39 年 3 月 1 日まで

私は、申立期間①については、中学校を卒業した後、集団就職で昭和 34 年 4 月に A 区にあった B 事業所に入社し、37 年 3 月まで勤務した。また、申立期間②については、38 年 10 月から 39 年 2 月まで、C 市にあった D 事業所に勤務した。この 2 つの期間が、厚生年金保険の加入期間になっていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、勤務先の所在地、業務内容及び同僚の氏名等を詳述していることから、申立期間当時、B 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録により、申立期間当時、A 区又は隣接する E 区に所在する B 事業所という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できない上、F（職種）の組合組織である G 協同組合においても当該事業所の加盟情報は確認できない。

また、申立人が氏名を挙げた元同僚二人は、いずれも所在が不明であることから、証言を得ることができず、当該事業所における申立人の勤務実態は不明である。

2 申立期間②については、申立人は、勤務先の所在地、業務内容及び事業主の氏名等を詳述していることから、申立期間当時、D 事業所（現在は、H 事業所）に勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録により、申立期間当時、C 市に所在する D 事

業所という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できない上、現在、H事業所を経営するI社は、「昭和36、37年ごろにD事業所の営業を開始したが、D事業所としては、厚生年金保険に加入していなかった。」と回答している。

なお、I社は、平成9年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては適用事業所ではない。

- 3 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 8 月 30 日から同年 9 月 1 日まで

私は、A社に昭和 49 年 8 月の末日まで勤務し、翌日より B 市 C 中学校に勤務した。この間の勤務に空白は無く、同年 8 月分の給与がこれまでどおり支給され、厚生年金保険料も変わらず控除されていたので、厚生年金保険の記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和 49 年 8 月の末日まで勤務したと主張しているが、当該事業所が提出した同年の辞令（一覧）の写しにより、申立人が同年 8 月 30 日に依願退職したことが確認でき、厚生年金保険の記録と符合する上、当該辞令において申立人と同じ日に退職した元同僚も、オンライン記録によれば、同年 8 月 30 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は、昭和 49 年 8 月 30 日に資格喪失しており、喪失の受付年月日欄に「49・8・30」の記載が確認でき、雇用保険の加入記録とも符合する。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 7 月から 42 年 12 月まで

私は、昭和 35 年 5 月から 38 年 1 月まで A 社に勤務し、40 年 7 月から 42 年 12 月まで再び同社に勤務し、住み込みで働いた。再度勤務した期間の厚生年金保険の記録が空白になっているので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言により、期間は特定できないものの、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番はない。

また、A 社は、昭和 57 年 6 月 20 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、賃金台帳等の関係資料が保存されておらず、当時の事業主及び複数の元同僚から、申立人の勤務実態について証言を得ることができない上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月1日から56年12月20日まで
私は、昭和37年12月から56年12月までA社に正社員として勤務していたが、同社での厚生年金保険の記録が39年7月1日までになっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった表彰状により、申立人が申立期間においてA社が施工する現場作業に従事していたことは確認できる。

しかし、当該事業所の事業主は、「申立人は、一人親方として当社の下請けをしていたため、正社員ではないので、厚生年金保険に加入させていない。」と回答している。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、オンライン記録により、申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から56年12月までの期間について、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。